

保育施設及び学童クラブの登園・登所自粛要請の解除について

市内保育施設（認可保育所、地域型保育施設）及び学童クラブについては、保護者に対し6月30日（火）まで登園、登所の自粛を要請してきたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策における、東京都の動向及び市立小学校の再開状況を踏まえ、下記のとおり登園、登所の自粛を解除する。

記

【認可保育所、地域型保育施設】

登園自粛要請期間を6月30日（火）までとし、7月1日（水）から通常保育を行う。

【学童クラブ】

登所自粛要請期間を6月30日（火）までとし、7月1日（水）から通常育成を行う。